

利用料金同意書

一割負担割合の場合

令和4年10月1日現在

【基本料金】 (円)

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居室	多床室	573	641	712	780	847
	従来型個室	573	641	712	780	847

【加算料金】

加算名称	料金	内容
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	会議福祉士80%以上配置または、勤続年数10年以上介護福祉士を35%以上配置。
看護体制加算(Ⅰ)	4	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算(Ⅱ)	8	①看護師が入所者25名または端数を増すごとに1名以上配置。 ②最低基準を1名以上上回って配置。 ③当該施設看護職員により、24時間の連絡体制を確保。
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1名上回っていること。 ②夜間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる職員を配置。
栄養マネジメント強化加算	11	①常勤の管理栄養士を1名以上配置。 ②低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士その他の職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い入所者ごとの栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整等を実施。 ③低栄養状態のリスクが低い入所者にも食事の際に変化を把握し、問題ある場合は早期対応。 ④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の適切かつ有効実施のために必要な情報を活用。
※口腔衛生管理加算	90/月	①医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行なう。 ②歯科衛生士が口腔ケアについて介護職員に具体的な技術的助言及び指導を行なう。 ③歯科衛生士が入所者の口腔ケアに関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。また、必要に応じてサービス計画の見直し等により上記の方法を有効に活用。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%	1ヶ月の総単位数に8.3%を乗じた加算。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%	1ヶ月の総単位数に2.7%を乗じた加算。
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	1ヶ月の総単位数に1.6%を乗じた加算。
※初期加算	30	入所日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
安全対策体制加算	20	担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制である。入所時に1回を限度に算定。
※入院・外泊時の費用	246	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として1部(自己)負担額がこの金額に変更となります。ただし7日目以降の自己負担無し。

注)※印は、対象時のみ・☆は体制整い次第算定されます。

【実費となる費用】

段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	備考欄
食費	300	390	650	1,360	1,700	朝食:500円
居住費	多床室	0	370	370	860	昼食:600円
	従来型個室	320	420	820	1,260	夕食:600円